

昭和六十一年十二月九日受領  
答 弁 第 二 〇 号

内閣衆質一〇七第二〇号

昭和六十一年十二月九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員坂上富男君提出建設業法改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員坂上富男君提出建設業法改正に関する質問に対する答弁書

一について

建設業の長期的な発展を確保するため当面講ずべき施策として、次の四点について諮問を行った。

- ① 建設業の許可要件等の在り方
- ② 経営事項審査制度の在り方
- ③ 共同企業体等の在り方
- ④ 産業構造の改善を進めるための諸方策

二について

諮問事項のうち、「建設業の許可要件等の在り方」等については本年十二月を目途に、その他

の事項については昭和六十三年ごろまでを目途に、順次答申を得ていく予定である。  
右答弁する。